

**能登町立能都中学校小木校舎
(旧能登町立小木中学校) 利活用事業
【公募型プロポーザル提案募集要項】**



令和7年8月

石川県能登町 教育委員会事務局

[目次]

1	はじめに	1
2	募集概要	1
	(1) 募集する提案内容	
	(2) 募集対象者	
	(3) 基本的事項	
	(4) 貸付に関する事項	
	(5) 各種要件等	
3	公募に係る手続き	3
	(1) 手続きフロー	
	(2) 全体スケジュール (予定)	
	(3) 事前相談・現地確認 (必須)	
	(4) 参加手続き等	
	(5) 書類審査	
	(6) 提案審査会 (プレゼンテーション・ヒアリング)	
4	契約の流れ	8
	(1) 協定締結	
	(2) 詳細協議	
	(3) 契約	
	(4) 事業実施	
5	その他	9
	(1) 参加辞退	
	(2) 失格事項	
	(3) モニタリング	
	(4) その他の留意事項	
	(5) 様式一覧	
6	お問い合わせ先・各種書類等提出先	10
7	施設概要	11
	(1) 施設所在地	
	(2) 地域特徴	
	(3) 施設情報	
	(4) 建物配置図	
	(5) 平面図	
	(6) 施設内部写真	
	(7) 維持管理費用実績	
	(8) 施設改修履歴	

1 はじめに

能登町では、令和4年度に「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」を策定し、子どもたちのより良い教育環境の確保に努めており、この方針を踏まえ小木中学校は令和7年4月に能都中学校と統合しました。

閉校後の校舎建物や敷地等については公有財産の有効活用の観点から企業等による利用を推進いたします。

一方で中学校は地域住民や多くの関係者にとって愛着のある場であり、地域においては交流の拠点であることから、利活用は住民に受け入れられるものであるとともに、地域の発展に寄与することが望ましいと考えます。

これらの考えを実現するために、町は閉校後の校舎の有効活用に関する事業提案を公募します。能登半島地震からの復興を支援するとともに、地域課題の早期解決や地域の活性化及び持続可能な地域社会を目指します。

2 募集概要

(1) 募集する提案内容

閉校した小木中学校（能登町字小木1丁目1番地1）の校舎及び敷地について、宿泊・研修・体験・交流・飲食・教育施設として利活用を図るもので、以下のいずれか、又は複数の要素を含む事業提案を募集します。

- ア 教育及び子育て支援に関する事業
- イ 地域住民の交流拠点となる事業
- ウ 地域の活性化及び地域資源の魅力・価値向上につながる事業
- エ 能登半島地震からの復興支援に資する事業

(2) 募集対象者

以下のすべての条件を満たす者とします。

- ア 法人格を有する団体（NPO法人、一般社団法人、株式会社、社会福祉法人等）
- イ 地域住民・自治会・町内事業者等と協議し、地域と連携して事業を行う意思と能力を有すること。

(3) 基本的事項

- ア 当該物件を利活用する者（以下、「事業者」という。）は、地域住民の交流拠点であることに配慮し、地域防災活動や地域住民の活動など、地域振興に資する場合において、可能な限り開放に努めるものとします。また、地域産業の活性化につながるような活用案を盛り込むなど、可能な限り地域貢献に配慮した提案としてください。
- イ 当該物件は町の指定避難所とされています。そのため、避難所開設の際に人員を収容するスペースや、物品等の平時の保管場所の確保、災害時における対応等について、本町と事業者との協議が必要になります。また、体育館や武道場等は避難所やスポーツ利用があるため、提案はそれらの活動に配慮した提案としてください。
- ウ 事業者は、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又は使用しない等、周辺住環境への影響に配慮するものとします。
- エ 事業提案は、原則使用しない土地や、それに現存する建物や附帯設備等も含め、現状のまま一体的な利活用・管理を基本としますが、一部の利活用での応募も可能とします。施設管理及び大規模な改修等については、提案内容を踏まえ本町との協議を経て決定します。

オ 施設整備及び運営にあたっては、建築基準法や消防法等の関連する法令、条例等を遵守するものとし、改修等のために必要な各種法令等に基づき届出等は事業者が行うものとし、

カ 利活用事業提案が採用決定された後は、契約締結までに地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催することとし、地域住民の意見等を十分に聴取したうえで可能な限り事業計画への反映に努めるものとし、

(4) 貸付に関する事項

ア 土地に現存する建物や附帯設備等は原則貸付のみとします。

イ 貸付に関する提案条件のうち、地域住民への開放スペースを設ける等の地域貢献に寄与すると本町が判断した場合は、地方自治法の規定に基づき、町議会の議決を経た上で「減額又は無償」で貸し付けを行うことがあります。無償貸付を希望する場合は、提案書（様式8）に記すものとし、

ウ 有償貸付の場合の貸付価格については、事業者選定後に賃貸借見積書（様式10）を徴収し、能登町財産条例第14条の規定に基づき、鑑定評価等を参考に決定します。

エ 事業期間は事業者と本町が合意した期間とします。（当初貸付期間は最大5年）

オ 本町の新たな財政負担を伴わないこととします。ただし、数年後に投資回収ができる見込みが立つものや、トータルコストが縮減されるものなど、本町の財政運営に貢献する提案として、本町が予算措置をすべきと判断した場合は、この限りではありません。

カ 事業者が賃借権の全部又は一部を第三者に譲渡することは原則できません。転貸しようとする場合は、町との協議事項や同意事項を継承することとし、事前に書面により町の承諾が必要です。

(5) 各種要件等

ア 対象外

(ア) 公共サービスの向上を伴わない、単なる施設や町有地の賃貸借のみを目的とする提案

(イ) 本町が既に実施している事業で単に事業実施者となろうとする提案

(ウ) 単に自社製品等を斡旋しようとする提案

(エ) 本町や第三者が企画を実現することを期待するだけの提案

(オ) 法令等に抵触する事業を含む提案

イ 資格要件等

(ア) 複数の事業者が連携しグループで提案を行う場合は、代表となるものを定め、参加事業者全ての構成員と役割分担を明示することとします。

(イ) 提案者は、継続した運営ができる十分な経営能力と優れた企画力を有する者又はグループであることとします。

(ウ) 提案の受付期間の最終日において、次のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

a 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

b 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者及び第41条に基づく更生手続開始が決定した者

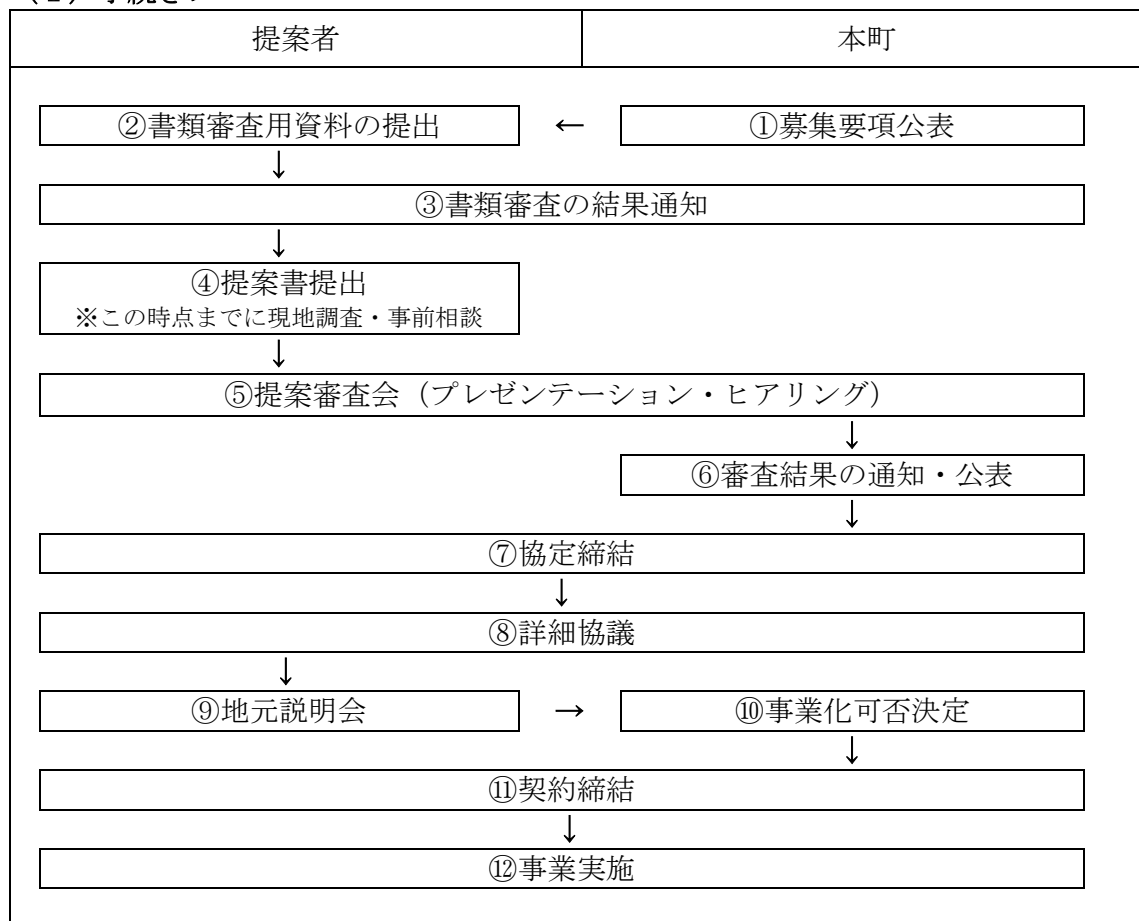
c 民事再生法第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者及び第33条に基づく再生手続開始が決定した者。

d 破産法第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者及び第30条に基づく破産手続開始が決定した者。

- e 会社法第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者及び第514条に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- f 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- g 能登町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中の者
- h 法令等に基づく営業停止命令又は業務停止命令を受けている者
- i 国税又は地方税を滞納している者
- j 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- k 応募書類に不備又は不正がある者
- l その他、活用の実施主体として適当でないと町長が認める者

3 公募に係る手続き

(1) 手続きフロー



(2) 全体スケジュール (予定)

提案状況や事業内容により変更となる場合があります。

内 容	日 程
提案募集要項公表	令和7年 8月 1日 (金)
書類審査用資料の提出期限	令和7年 8月31日 (日) 午後5時15分
書類審査の結果通知	令和7年 9月16日 (火)
提案審査用資料 (提案書) 受付期間	令和7年 9月17日 (水) ~ 10月31日 (金) 午後5時15分
事前相談・現地確認 (必須) 受付期間	令和7年 8月 1日 (金) ~ 10月31日 (金) 午後5時15分
提案審査会	令和7年11月中旬
審査結果の通知・公表	令和7年11月中
協定締結	令和7年11月中
詳細協議	令和7年12月~最大1年程度
事業化可否決定	
地元説明会	本町との協議により開催時期を決定
契約締結	議決が得られた場合、又は協議成立時

(3) 事前相談・現地確認 (必須)

提案内容の検討にあたり、**事前相談及び現地確認**は、与条件の整理や対話による提案内容のブラッシュアップにより、事業の実現可能性を高めるため、また、本町の課題の情報共有や相互理解の観点からも**必須**とします。書類審査の結果通知を待たずに、実施できるものとします。

ア 事前相談・現地確認申込書 (様式6) に必要事項を記入の上、電子メール等によりお申し込みください。

※対話の申込み時点では、提案書等を提出する必要はありませんが、事前相談に係るヒアリングシート (様式7) を事前相談前に提出してください。

※オンラインでの事前相談も可能です。

※任意の書面にて質問事項を作成いただき、電子メールでの質疑回答も可能です。

イ 本提案募集に関する質疑及び回答については、参加を希望するすべての者に通知すべき内容であると判断した場合は、本町ホームページで公表します。

※事前相談で確認する点 (提案審査会で同様の確認をすることがあります。)

- ・事業開始の時期や期間、事業内容、改修の有無、費用負担、施設の維持管理、町への要望、意見

※現場で確認いただく点

- ・建物の状況 (外部の状況、教室や備品の状況等)、敷地の状況 (実際の広さ、樹木の状況等)

(4) 参加手続き等

ア 提出書類

提出する書類及び提出部数は次のとおりです。各様式については本町ホームページからダウンロードできます。この事業に係る様式以外は、特に指定が無い場合、事業化する際の主たる事業所分のみの提出とします。

審査	No.	名称	内容	様式	紙媒体	PDF
書類審査	1	参加表明書兼誓約書	参加表明及び記載事項が事実と相違ないことの誓約	様式 1	1 部	○
	2	会社概要	パンフレットでも可	自由	1 部	○
	3	法人の登記簿謄本	—	自由	1 部	—
	4	定款の写し	—	自由	1 部	○
	5	就業規則	—	自由	1 部	○
	6	財務諸表	貸借対照表、損益計算書等（直近 3 期分）	自由	1 部	○
	7	提案団体調書	構成員、役割分担等	様式 2	1 部	○
	8	委任状	—	様式 3	1 部	—
	9	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	役員等名簿	様式 4	1 部	—
提案審査	10	提案書	提案内容、事業効果、収支計画等	様式 8	8 部	○
	11	補足資料（任意）	提案書を補足する資料や、対案事業を実施するにあたり必要不可欠である免許等がある場合は添付	自由	1 部	○

イ 提出方法

提出方法は、持参又は郵送とします。受付期間中に「ア」の提出書類及びPDFデータを提出してください。持参の場合、提出時間は役場開庁日（平日）の午前8時30分から午後5時15分までとし、土、日、祝祭日は受付できません。（郵送の場合は、受付最終日（提出期限）の消印有効）なお、PDFデータは提出期限までに電子メールで送付してください。

ウ 提案書類の取り扱い・著作権等

- （ア）提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。町は審査等、この事業に関し必要と認められる用途において、提出書類を無償で利用できるものとします。
- （イ）提出書類は、提案審査の目的以外に使用しないものとします。
- （ウ）町が提示する書類及び資料は、応募に係る以外の目的で使用するを禁じます。
- （エ）提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- （エ）提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。
- （オ）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、明らかな誤りであって、その修正を町が認めた場合、又は、本事業の公正な実施に支障の恐れがある場合等で町からの指示があったものについては、この限りではありません。

（５）書類審査

提案者は、書類審査用資料〔参加表明書兼誓約書（様式 1）及び様式 1 に記載された添付資料〕を添えて、令和 7 年 8 月 31 日（日）午後 5 時 15 分までに能登町教育委員

会事務局に提出してください。

ア 審査結果の通知

提出された書類により参加資格の有無を審査し、結果について、提案者に対し書類審査結果通知書（様式5）を電子メールにて送付します。また、提案審査会の日程は別途通知します。提案者は、通知書を受領したことを、町に電子メールでお知らせください。なお、本審査に対する異議申し立て等は受付ません。

（6）提案審査会（プレゼンテーション・ヒアリング）

提案審査会参加資格を有すると認められた提案者は、提案書受付期間最終日令和7年10月31日（金）午後5時15分までに提案書（様式8）と補足資料（任意）を、能登町教育委員会事務局に提出してください。

ア 審査方法

町職員及び外部有識者で構成される小木中学校利活用審査委員会（以下「提案審査会」という。）において、提案者によるプレゼンテーションを受け、交渉権者を選定します。提案審査会において、次に記した「ウ 審査の着眼点」に基づき総合的に審査し、全委員の評価点合計の平均が満点の5割以上の提案者の中から、最も評価点数の高い提案者を優先交渉権者とし、次順位の提案者を次点交渉権者を選定します。ただし、土地と建物等の一体的な利活用を基本としますので、一体的な利活用を提案した提案者を優先して選定します。なお、予め設定する最低点に満たない場合、参加した提案者が1者のみであっても、優先交渉権者及び次点交渉権者として選定しません。

※優先交渉権者としての選定は、本町との事業化に向けた詳細協議を行うことを決定するものであり、事業化を決定するものではありません。

イ プレゼンテーション・ヒアリング

（ア）プレゼンテーションは、事前に提出した提案書（様式8）及び補足資料（任意）を基に提案者が行います。

（イ）提案審査会にて審査委員に配布する資料は、事前に提出した提案書（様式8）及び補足資料（任意）とします。配布は町で行います。

（ウ）審査は提案者毎に個別で行います。

（エ）提案者側の審査への出席者数は3名までとします。

（オ）提案審査の目安時間は、プレゼンテーション30分程度、質疑応答（ヒアリング）20分程度とします。

（カ）パソコンを使用する場合は持参してください。プロジェクター及びスクリーンは町で準備します。

（キ）審査は非公開で行います。

（ク）欠席又は遅刻した提案者は、失格とします。

ウ 審査の着眼点

下記の項目を踏まえて採否を検討します。 配点は各最大10点とします。

審査項目			審査基準	配点
提案 評価	大項目	小項目		
	1. 事業概要等 （３０点）	①基本方針及び事業概要（創意・独自性）	提案する事業の基本方針、事業概要等が募集趣旨に合致するものであるか 独自の発想やノウハウ、技術、行政だけでは生み出せない付加価値があるか	１０
		②施設の有効活用及び管理	敷地全体の活用が図られ、使用しない敷地及び施設の有効活用及び管理されるものか	１０
		③周辺住環境への配慮	周辺環境に十分配慮された事業提案であるか 想定されるリスク（騒音等）に対し、適切に対応できるか	１０
	2. 地域貢献度等 （５０点）	①地域経済の活性化	雇用創出や町内の資材や物品を活用するなど、地域経済活性化への寄与が明確であるか	１０
		②地域との連携	地域住民・自治会・事業者等との協働体制や合意形成の見込みはあるか 地域活動に協力的な取組が提案されているか 災害時の対応は適切か	１０
		③地域の課題解決	地域の魅力や価値向上につながる提案であるか 町民ニーズや地域特有の課題の解決に応じた提案であるか	１０
		④復興への寄与	能登半島地震からの復興にどのように貢献するか 復興支援や希望創出につながる提案であるか	１０
		⑤教育・交流要素	子ども・高齢者・地域外の人との交流、学びの場としての活用など、教育・体験・世代間交流等につながる提案や工夫があるか	１０
	3. 事業運営等 （２０点）	①事業計画及び資金計画	事業計画、資金計画等が適切に検討されているか	１０
		②事業の継続性及び実現性	事業開始までのスケジュールが具体的で実現性があるか 長期的な運営を想定するとともに、意欲があるか	１０
配点合計				１００

評価点数	評価内容
0点～10点	0～2点 ・ 審査基準に即した提案でない 又は提案に実現性がない
	3～4点 ・ 提案が十分とはいえない
	5～6点 ・ 審査基準に対して、標準的な提案である
	7～8点 ・ 優れた点が認められる提案である
	9～10点 ・ 特に優れた内容の提案である

エ 審査結果の通知・公表

提案審査の評価結果は、令和7年11月中に全ての提案者に対して電子メールにて通知します。複数の事業者で応募した場合は、代表者に通知します。採用となった提案については、「提案事業名、交渉権者、提案者総数」を町ホームページで公表します。

オ 審査結果等についての問い合わせ

本審査結果に関する異議申し立て等は受け付けません。

4 契約の流れ

(1) 協定締結

交渉権者と本町は、提案内容の事業化に向けた協定（様式12）を締結します。なお、締結にあたり、納税証明書等の書類提出をお願いする場合があります。

(2) 詳細協議

協定の締結後、交渉権者と本町は、事業化に向けた諸条件、事業開始時期、事業期間、必要な手続きの調整等について詳細協議を行います。地元説明会については本町との協議により開催時期を決定し、速やかに実施することとします。なお、交渉権者は小木小学校校区の町内代表者を対象とした、地元説明会での事業内容説明に係る証明書（様式11）を提出しなければなりません。

協議期間は、原則として協定締結（様式12）から1年以内としますが、交渉権者と本町が協議し合意した場合は、協議期間を延長できるものとします。

協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、協定を解除します。その場合、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について、本町は責任を負いません。

(3) 契約

ア 契約締結

詳細協議により交渉権者と本町が合意した場合は、提案事業の実施にあたり必要な契約等を締結します。

ただし、契約締結にあたり、地方自治法、能登町財産条例等の規程により、町議会の議決を要する場合においては仮契約を締結し、町議会の議決が得られた後に、契約を締結します。

イ 契約時期

(ア) 町議会の議決が必要な場合は、議決後

(イ) (ア)に該当しない場合は、協議が成立（双方が合意）した時点

ウ 留意事項

(ア) 契約締結までの間に、優先交渉権者として不適当と認められる事情が生じたときは、優先交渉権者の選定を取り消す場合があります。その場合は、次点となった交渉権者と交渉を行うこととします。

(イ) 事業者が、契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができるものとします。事業者が、契約に定める義務を履行せず町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。また、町は本要項で定める参加資格を偽る等の不正行為により契約締結したことが明らかになったときは、契約を解除することができるものとします。

- (ウ) 契約締結後に、当該物件に数量の不足又は契約の内容に適合しないものがあっても、賃貸借量の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。

(4) 事業実施

契約締結後、交渉権者は事業者として、責任をもって提案事業を実施することとします。事業者と本町は公共サービスを連携して担うパートナーとして、お互いに誠意をもって提案事業の遂行に努めるものとします

5 その他

(1) 参加辞退

提案書類の提出後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式9）を提案書受付期間の最終日までに提出してください。

(2) 失格事項

- ア 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- イ 提案書の提出方法、提出先、提出期限や、本要項に定める手続きに適合しない場合
- ウ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- エ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- オ 提案審査会に参加しなかった場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

(3) モニタリング

町は、提案を事業化した後、契約の履行状況を確認するため、必要に応じて施設等の使用状況を調査し、必要な報告を求めるものとします。事業者は町の調査に協力しなければなりません。

(4) その他の留意事項

- ア 参加者が本募集に要した経費は、全て参加者の負担とします。
- イ 災害の発生等のやむを得ない理由等により事業提案募集を実施することができないと認められる場合は、事業提案募集を停止、中止又は取り消すことがあります。また、その場合において、当該事業提案募集に要した費用は、全て参加者の負担とします。
- ウ 提案審査会での説明順位は、審査書類の提出順とします。なお、参加辞退届が提出された場合は、順次繰り上げるものとします。
- エ 提案審査会は能登町役場において実施予定ですが、場合によってはリモートによる開催の場合もあるため、その準備をしてください。
- オ 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負いません。
- カ 参加申込書を提出した提案者が1者のみの場合でも、提案審査会を実施します。
- キ 選考結果及びその審議の内容に関し、事業者からの照会には一切応じません。
- ク 本要項に定めのない事項については、本町と事業者での協議の上決定します。

(5) 様式一覧

様式 1	参加表明書兼誓約書
様式 2	提案団体調書
様式 3	委任状
様式 4	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
様式 5	書類審査結果通知書
様式 6	事前相談・現地確認申込書
様式 7	事前相談に係るヒアリングシート
様式 8	提案書
様式 9	参加辞退届
様式 10	賃貸借見積書
様式 11	地元説明会での事業内容説明に係る証明書
様式 12	(提案名)に関する協定書

6 お問い合わせ先・各種書類等提出先

本募集要項に関する問い合わせ及び書類等の提出は、下記までご連絡ください。

【能登町教育委員会事務局】

郵便番号：927-0492

住 所：石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1

電 話：0768-62-8537

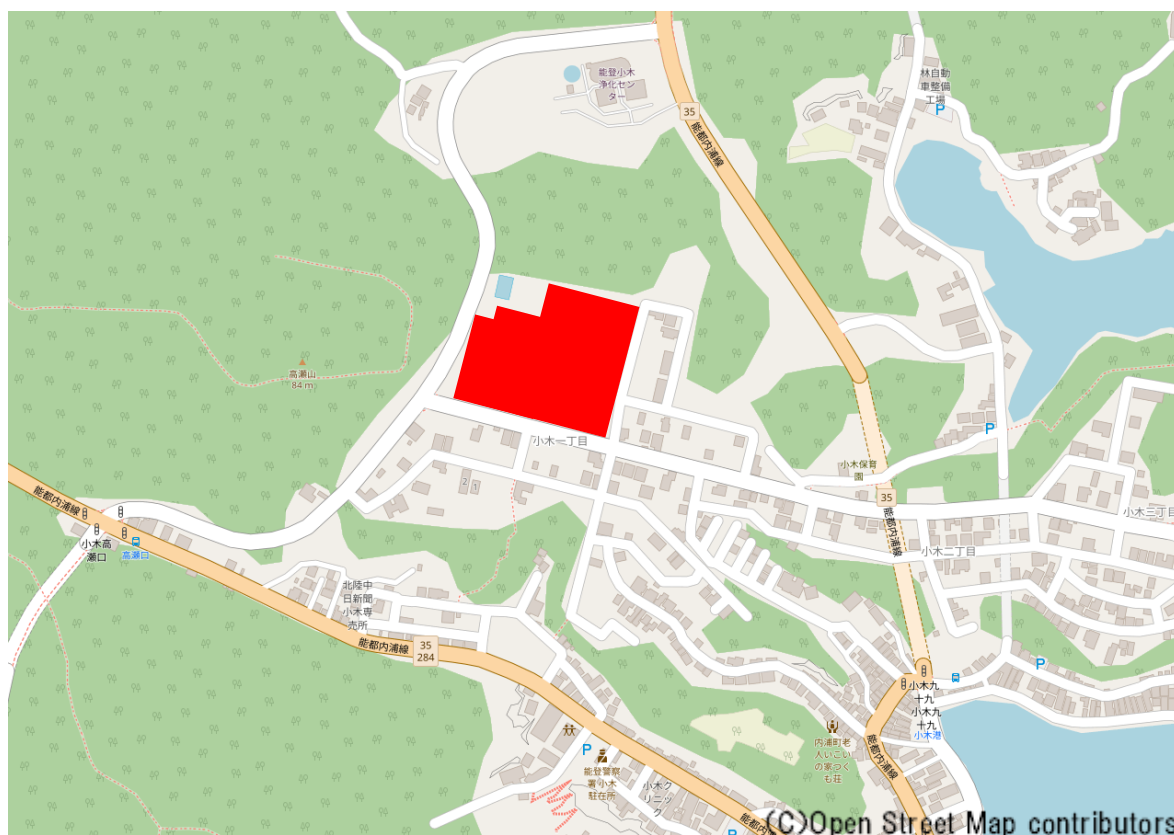
電子メール：kyouikuinkai@town.noto.lg.jp

※書類等の受付を含め全ての事務取扱は、役場開庁日（平日）の午前8時30分から午後5時15分までとし、土、日、祝祭日は受付できません。

※電子メール送信の際は、件名に「小木中学校利活用事業（提案）」と記した上で、内容を簡潔に明記してください。

※郵送の際は、簡易書留としてください。

(1) 施設所在地



(2) 地域特徴

能登町小木は、能登半島の北東部に位置する人口2,000人ほどの港町で町役場のある宇出津から車で約15分の距離にあります。日本海側屈指の漁業基地小木港は、青森県の八戸港、北海道の函館港と並ぶ「日本三大イカ釣り漁港」として、毎年多くの良質なイカを出荷しています。

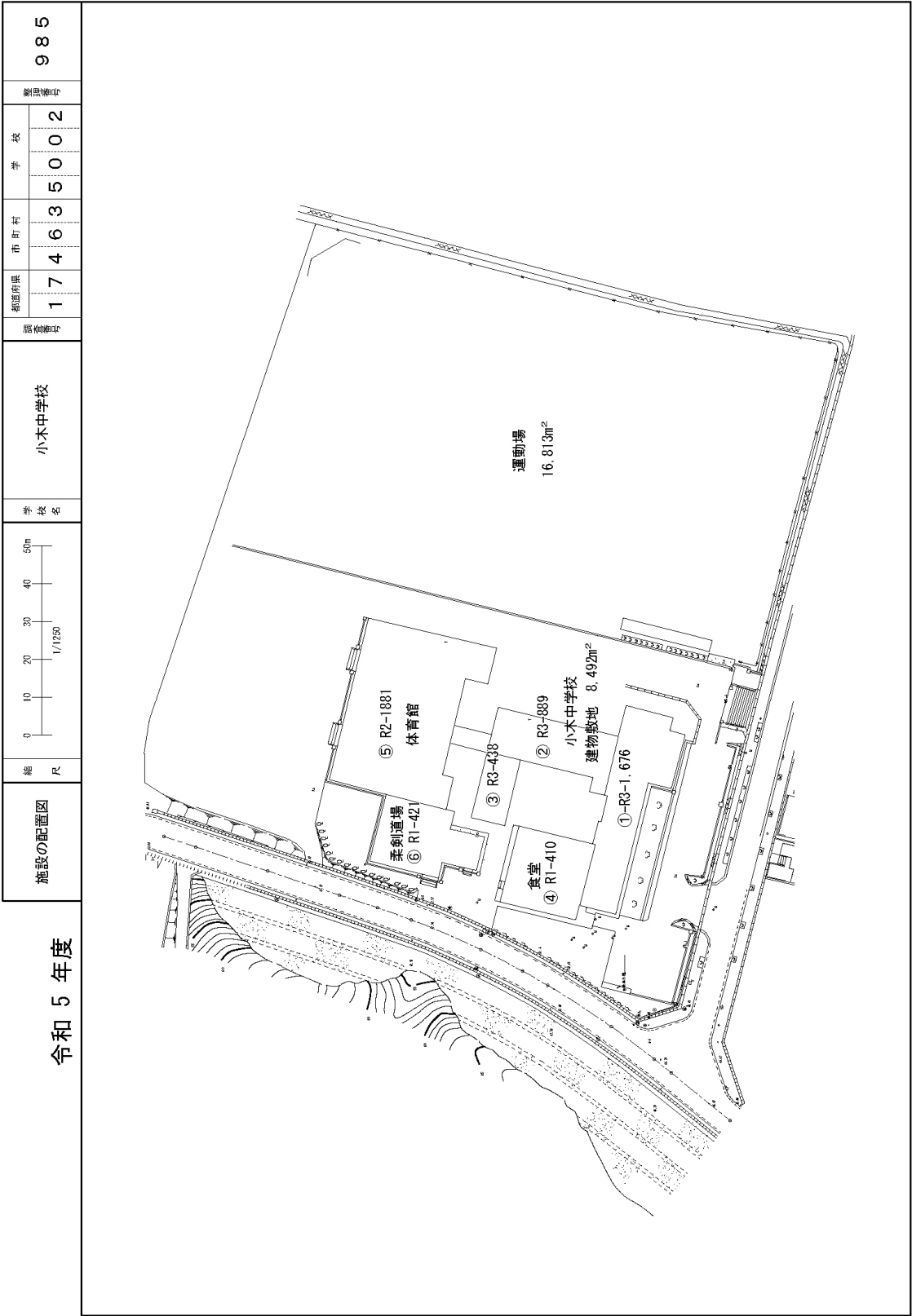
令和2年には小木イカの魅力をより深く堪能できる「イカの駅つくモール」が能登半島国定公園内の九十九湾にオープンしました。イカの巨大モニュメント「イカキング」や日本百景にも選ばれている景勝地九十九湾の景観の美しさも相まって毎年多くの観光客が訪れています。

毎年５月には「とも旗祭り」が行われます。町内ごとに子ども達が作成したとも旗を伝馬船に立てて小木港内を巡行し海の安全と豊漁を期すこの祭りは、石川県無形民俗文化財にも指定されています。また９月には「袖ぎりこ祭り」が開催され、大きなあんどん型の袖ぎりこが勇壮に街中を練り歩きます。リアス式海岸が織りなす風光明媚な地形の中にある港町で、海と共にある生活文化が根付いた場所です。

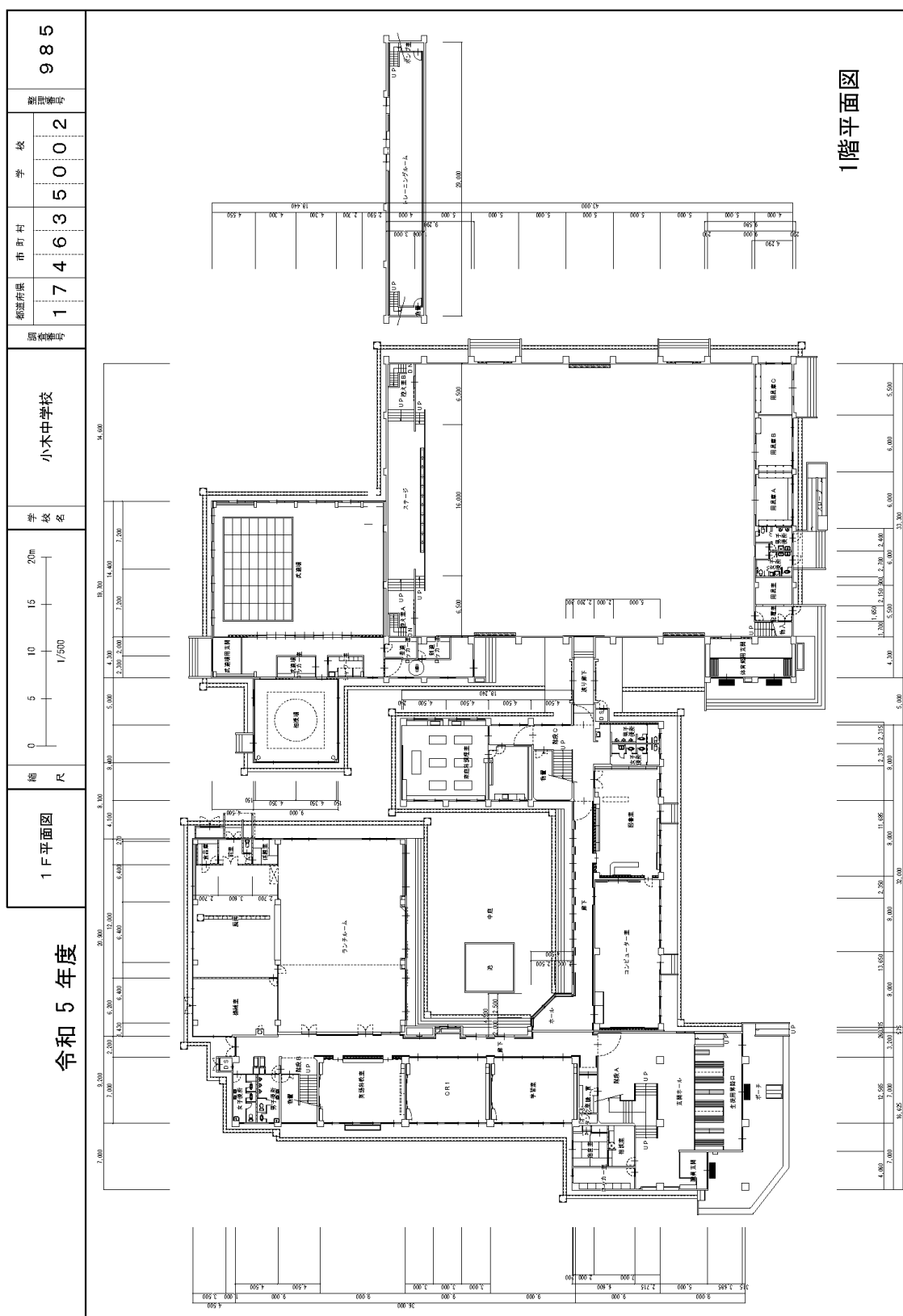
(3) 施設情報

主要施設	校舎（3,303㎡）、体育館（1,881㎡）、 食堂棟（410㎡）、武道場（421㎡） 計5,715㎡
所在地	能登町字小木一丁目1番1、1番2、1番3、1番4 計4筆
校地面積	25,305㎡（グラウンド、中庭有り）
建築年	1978年（昭和53年）
構造	※2001年（平成13年）耐震補強工事施工済 校 舎：鉄筋コンクリート造 3 階建 体育館：鉄筋コンクリート造 2 階建 食堂棟：鉄筋コンクリート造 1 階建 武道場：木造 1 階建
インフラ （2025 年 3 月まで使用）	電気設備：高圧及び低圧 ガス種別：LP ガス 給水設備：上水道 排水設備：公共下水道
備品	既存の備品については、本町にて撤去予定 ※残置の必要がある備品については、提案内容を踏まえ本 町との協議を経て決定
地域利用	体育館と武道場を地域スポーツに開放中
接道状況	南側 舗装町道 総員約13m、西側 舗装町道 総員約12m
避難所指定	広域避難所（小木地区）、指定緊急避難場所（洪水、土砂 災害、高潮、地震、津波）
都市計画区域／用途地域	都市計画区域内／用途指定なし
建ぺい率／容積率	70％／200％
アクセス	・能越自動車道「のと里山空港IC」より車で約30分 ・北鉄奥能登バス「高瀬口バス停」徒歩約7分
参考値	・建物価格：150,516,000円（再調達原価×残価率20%） ・土地価格：5,942円／㎡（R5年度固定資産税評価参照） ・建物解体想定額：184,365,900円（R5類似事例実績） ・貸付料（校舎のみ）11,054,840円／年間 （グラウンド）2,997,510円／年間（営利目的） ※金額は参考。実際の金額は提案内容や貸付範囲等を踏ま え、本町との協議を経て決定。

(4) 建物配置図



(5) 平面図



3 F 平面図

縮尺

0

5

10

15

20m

1/500

学校名

小本中学校

郵便番号

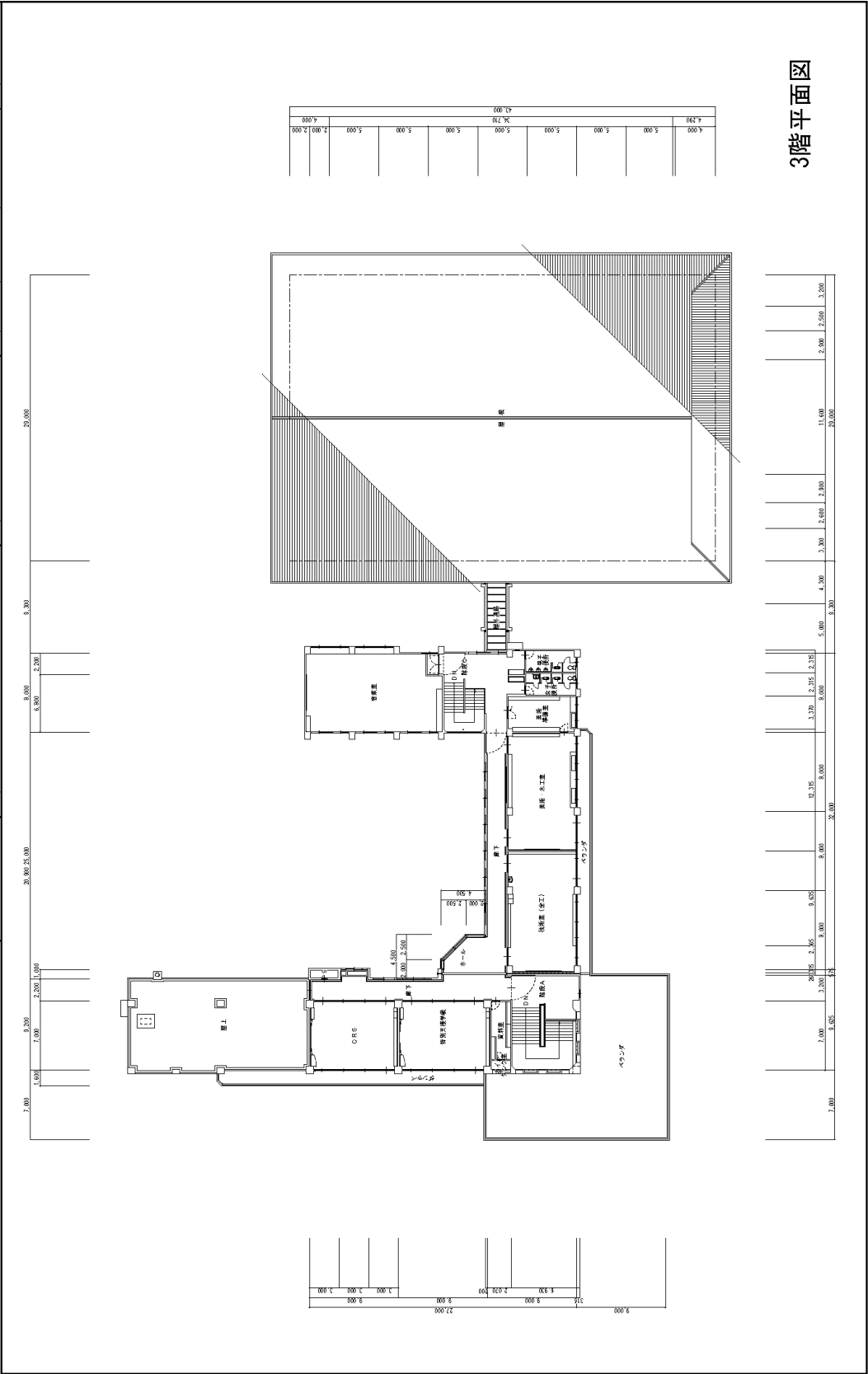
都道府県

市町村

学校

985

令和 5 年度



(6) 施設内部写真

[校舎]



[中庭]



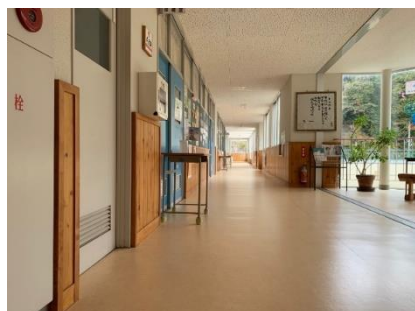
[グラウンド]



[玄関]



[廊下]



[普通教室]



[調理室]



[体育館]



(7) 維持管理費用実績

光熱水費（1年あたりの金額）

分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電気（高圧）	1,814,928 円 月平均：6,114kwh	2,287,527 円 月平均：6,476kwh	3,333,609 円 月平均：9,102kwh
電気（低圧）※外灯3ヶ所	12,727 円	12,926 円	12,593 円
ガス※給食室・職員室	55,229 円 月平均：0.88m ³	56,776 円 月平均：1.02m ³	53,658 円 月平均：1.16m ³
水道	360,440 円 月平均：105m ³	380,600 円 月平均：111m ³	286,680 円 月平均：126m ³ ※震災による断水のため4～11月分のみ
下水道	208,230 円	220,110 円	166,155 円

年間維持管理項目・費用・点検時期（令和6年度）

項目	年額（円）	点検時期
警備業務	265,320	毎年・通年
消防設備保守点検業務	195,800	毎年・8、3月
自家用電気工作物保守点検	143,616	毎年・通年
簡易専用水道現場検査（石川県予防医学協会）	17,600	毎年
飲料水検査（石川県薬剤師会）	7,700	毎年
受水槽等点検清掃業務	76,725	毎年・8月
地下貯油槽点検業務	159,500	毎年・8月
暖房設備保守点検	159,500	毎年・11月
合 計	1,025,761	

(8) 施設改修履歴

昭和53年 8月 新校舎工事竣工・総事業費 724,433千円
 昭和53年 9月 旧校舎より新校舎に移転完了 新校舎竣工式
 昭和54年 6月 運動場東側にフェンス150メートル、並びに西側北側に排水溝新設
 昭和54年 8月 自転車置き場改修
 昭和54年 8月 校地内に町営プール竣工
 昭和55年 3月 運動場に用具倉庫新設
 昭和55年 5月 砂場新設
 昭和55年 7月 運動場南側にフェンス100メートル新設
 昭和56年12月 野球バックネット設置
 昭和57年 屋外鉄棒新設
 昭和59年 8月 石油陶芸窯新設
 平成 8年 秋 運動場に藤棚設置
 平成13年 校舎大規模改修工事
 平成17年 3月 鳳珠郡能登町立小木中学校と改称（町村合併により能登町と町名変更）
 平成22年 グラウンド暗渠排水工事
 平成24年 8月 普通教室にエアコン設置
 平成25年 3月 避難所災害備品配備

平成25年	8月	校舎大規模改修
平成27年		藤棚修繕
平成28年		駐輪場設置工事
平成29年		特別支援教室エアコン設置
平成30年		体育館側階段踊り場・通路壁修繕、武道場の天井の改修工事
令和元年		体育館蛍光灯・水銀灯取替、校長室エアコン修理
令和2年		公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業整備工事
令和2年	2月	理科室・図書室エアコン設置
令和3年	7月	藤棚修理
令和3年	8月	体育館カーテン取付
令和4年	3月	体育館照明工事
令和4年	5月	特別支援学級教室間仕切り工事、職員室エアコン設置
令和4年	7月	体育館外側時計、スピーカー撤去
令和4年	8月	1階廊下雨漏り補修、厨房壁タイル補修
令和5年	1月	Eルーム、学習室、美術室網戸設置、高圧BOX交換
令和5年	9月	1年教室エアコン修理
令和5年	11月	体育館蛍光灯工事
令和6年		能登半島地震災害復旧工事（校舎内外壁、エキスパンションジョイント、外構犬走、階段等のコンクリート、舗装面、地下タンク油面計）

能登町立能都中学校小木校舎
（旧能登町立小木中学校）利活用事業
公募型プロポーザル提案募集要項

令和7年8月 石川県能登町 教育委員会事務局

【担当】 〒927-0492
石川県鳳珠郡能登町字出津ト字50番地1
教育委員会事務局
電話：0768-62-8537
e-mail：kyouikuiinkai@town.noto.lg.jp